二、海員は新職不断の海上生活の為め甚だ情に疎く、組合幹部の悪辣なる手段に乗ぜられ易い事。

三、周旋業者が加納員より取る周旋料其他

(a) 公認のもの、即ち周旋料（高等五円、普通三円）の外に條件の良否に依って雇主及船主より或額の手数料を取る。又毎月… 其額は契約期間の給料の三割に達する事がある。

(b) 周旋料、ユニオンの下にある手数料として一〇―一五円を取り、又安っぽい飯中ナイフ等を渡す。

(c) 下船の場合、自分の経営する宿泊所其他関係ある宿泊所に泊らしめ甚しきは料理屋等に雇行し相当搾取して居る。

(d) 乗船の際に懐中金なきものは金銭を融通し、船内にはボーデンの手先を乗込ませて回収に努める。

本年に於ける組合公認数は大正七年中に一三〇八九件に達して居る。而して専門の組合業者数は横浜全市を除いて、川口・九條・曽根崎・難波・玉造等の諸警察署内丈けでも約三〇を数へ

10.9.10.

協調会 丁

大要会社ニ要スルモノ 現業

普通海員ニ要スル生活費最低額表（主トシテ陽向海運会社ノ…）

片親妻子都合三人ノ場合

費目	内訳	金額（壱ヶ月分）
家賃	六畳、四畳半、電気水道共	一三、〇〇
米	三斗一六升（一升弐十二銭割）	一八、七二
副食	味噌醤油生魚野菜（一人一日十五銭）	一三、五〇
薪炭	廿薪六束 一束三十銭；炭壱表 一俵二円五十銭	四、三〇
交際費	小供小使共 一日十銭	三、〇〇
教育費	学費及新聞雑誌	一、五〇
器物	家具炊事器	、九二
衣服	春夏冬	五、八〇
交通通信		、八九
雑費	入浴費及其他（但シ入浴ハ三日毎ニ一回）	三、五〇
計	金六拾五円拾参銭也	

妻一人ノ場合（壱ヶ月分）

費目	内訳	金額
器物	台所用炊事器及修繕費	一、三二
雑費	下駄 一年三足（一円五十銭）	、一五
雑費	足袋 一年二足（一円五十銭）	、三五
雑費	前掛 一ヶ年二掛（一円四十銭）	、一二
雑費	手拭 一ヶ年三筋（七十五銭）	、〇六
雑費	石鹸 浴用洗濯用 一ヶ年（六円）	、五〇
雑費	入浴料 三日毎ニ一度	、五〇
雑費	髪結債 一ヶ月三回	、九〇
雑費	用便紙	、二〇
計	金参拾壱円六拾銭也	

船内費用（壱ヶ月分）

費目	内訳	金額
作業服	一ヶ年二着（一着六円ノ割）	一、五〇
上陸服	冬服五年ニ壱着（一着八十円）、夏服五年ニ弐着（三十六円）	二、九二